

○厚生労働省告示第四百六十二号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二條の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣が定める者

一 児童福祉法施行令（以下「令」という。）第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十九條の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六條の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）について、費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）であつて、同一の月に受けた小児慢性特定疾病医療支援につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額が五万円を超えた月数が、当該医療費支給認定の申請を行った月以前の十二月以内に既に六月以上あるものとする。

二 令第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に

規定する小児慢性特定疾病をいう。)による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる部位等のいずれかについて、同表の下欄に掲げる症状の状態のうち、一つ以上がおおむね六か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る。)と認められるもの

対象部位等	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが百デシベル以上のもの)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)

疾患群	下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
		両下肢を足関節以上で欠くもの
疾患群	体幹・脊柱	一歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（一歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもできないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることが出来る程度の障害を有するもの）
		<p>肢体の機能</p> <p>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）</p>
疾患群	医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの	治療状況等の状態

悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの

三 令第二十二條第一項第六号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着し

ていることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、日常生活動作が著しく制限されているものとする。

四 令第二十二條第一項第七号口の費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものは、血友病又はこれに類する疾病にかかつている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

○厚生労働省告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第二号の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者 食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。）の二分の一の額
- 二 次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者（ただし、イに掲げる者にあつては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。） 零

イ 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）

が、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日において改正法による改正前の法第二十一条の五の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であつて、改正法の施行の日から継続して受けている医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ハ 被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である医療費支給認定保護者

ニ 要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護（同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者

○厚生労働省告示第四百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第三項及び第十九条の十二第二項の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）が指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。）を受けるため、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあ

つては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市）が必要と認めて支給する小児慢性特定
疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定によ
る移送費の算定方法の例による。

○厚生労働省告示第四百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第三項及び第十九条の十二第二項の規定に基づき、児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針

児童福祉法（以下「法」という。）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）が指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。）を受けるため、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあ

つては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市）が必要と認めて支給する小児慢性特定
疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定によ
る移送費の算定方法の例による。

○厚生労働省告示第四百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十一の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程

（指定小児慢性特定疾病医療機関の義務）

第一条 指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法（以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による小児慢性特定疾病医療支援（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

第二条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援を受ける小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の診療を正當な理由がなく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）から同項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提示して小児慢性特定疾病児童等の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、小児慢性特定疾病児童等が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をするよう努めなければならない。

(援助)

第五条 指定小児慢性特定疾病医療機関が医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。）を延長する必要があると認めるとき、又は小児慢性特定疾病児童等に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めるときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、その診療中の小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認

定保護者及び当該者に対し医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）を行った都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市にあつては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市。以下同じ。）から、小児慢性特定疾病医療支援につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

（診療録）

第七条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病児童等に関する診療録に健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿）

第八条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

（通知）

第九条 指定小児慢性特定疾病医療機関が小児慢性特定疾病児童等について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知つた場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した都道府県に

通知しなければならない。

一 小児慢性特定疾病児童等が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。

二 小児慢性特定疾病児童等が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者に関する特例）

第十条 指定小児慢性特定疾病医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第

一項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、第五条の規定は適用せず、第七条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護に関する諸記録」と読み替えて適用する。

（薬局に関する特例）

第十一条 指定小児慢性特定疾病医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

○厚生労働省告示第四百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）の全部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。

第一表 悪性新生物

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
固形腫瘍 （中枢神	1	悪性胸腺腫	組織と部位が明確に診断されている 場合。治療終了後から5年を経過し

経系腫瘍 を除く。)		た場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	
	2	悪性黒色腫	同上
	3	悪性骨巨細胞腫	同上
	4	悪性ラブドイド腫瘍	同上
	5	ウィルムス腫瘍／腎芽腫	同上
	6	横紋筋肉腫	同上
	7	褐色細胞腫	同上
	8	滑膜肉腫	同上
	9	肝芽腫	同上
	10	肝細胞癌 ^{がん}	同上
	11	気管支腫瘍	同上
	12	胸膜肺芽腫	同上
	13	甲状腺癌 ^{がん}	同上
	14	骨軟骨腫症	同上
	15	骨肉腫	同上

16	混合性 ^{はい} 胚細胞腫瘍	同上
17	脂肪肉腫	同上
18	絨毛 ^{じゅうがん} 癌	同上
19	上咽頭 ^{がん} 癌	同上
20	神経芽腫	同上
21	神経節芽腫	同上
22	腎細胞 ^{がん} 癌	同上
23	腎明細胞肉腫	同上
24	睪 ^{すい} 芽腫	同上
25	性索間質性腫瘍	同上
26	線維形成性小円形細胞腫瘍	同上
27	線維肉腫	同上
28	胎児 ^{がん} 性癌	同上
29	唾液腺 ^{がん} 癌	同上
30	多胎芽腫	同上
31	軟骨芽細胞腫	同上

	32	軟骨肉腫	同上
	33	副腎皮質癌 ^{がん}	同上
	34	平滑筋肉腫	同上
	35	胞巣状軟部肉腫	同上
	36	未分化神経外胚葉性腫瘍（末梢 ^{しやう} 性のものに限る。）	同上
	37	未分化肉腫	同上
	38	未分化胚細胞腫 ^{はい}	同上
	39	明細胞肉腫（腎明細胞肉腫を除く。）	同上
	40	網膜芽細胞腫	同上
	41	ユーイング肉腫	同上
	42	卵黄囊腫 ^{のう}	同上
	43	1 から42までに掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	同上
骨髄異形成症候群	44	骨髄異形成症候群	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過し

			た場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
組織球症	45	血球貪食性リンパ組織球症	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	46	ランゲルハンス細胞組織球症	同上
	47	45及び46に掲げるもののほか、組織球症	同上
中枢神経系腫瘍	48	悪性神経鞘腫 ^{しやう}	頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	49	異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍	同上

50	下垂体腺腫	同上
51	奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	同上
52	^{こう} 膠芽腫	同上
53	上衣腫	同上
54	松果体腫	同上
55	神経 ^{しよく} 鞘腫	同上
56	神経節 ^{こう} 膠腫	同上
57	神経節腫	同上
58	髓芽腫	同上
59	髓膜腫	同上
60	頭蓋咽頭腫	同上
61	頭蓋内 ^{はい} 胚細胞腫瘍	同上
62	脊索腫	同上
63	退形成性星細胞腫	同上
64	びまん性星細胞腫	同上
65	乏突起神経 ^{こう} 膠腫	同上

	66	未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）	同上
	67	脈絡叢乳頭腫	同上
	68	毛様細胞性星細胞腫	同上
	69	48から68までに掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	同上
白血病	70	急性巨核芽球性白血病	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	71	急性骨髄性白血病、最未分化	同上
	72	急性骨髄単球性白血病	同上
	73	急性赤白血病	同上
	74	急性前骨髄球性白血病	同上
	75	急性単球性白血病	同上
	76	若年性骨髄単球性白血病	同上

	77	成熟 B 細胞急性リンパ性白血病	同上
	78	成熟を伴う急性骨髄性白血病	同上
	79	成熟を伴わない急性骨髄性白血病	同上
	80	前駆 B 細胞急性リンパ性白血病	同上
	81	T 細胞急性リンパ性白血病	同上
	82	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病	同上
	83	慢性骨髄性白血病	同上
	84	慢性骨髄単球性白血病	同上
	85	70から84までに掲げるもののほか、白血病	同上
リンパ腫	86	成熟 B 細胞リンパ腫	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	87	Tリンパ芽球性リンパ腫	同上
	88	Bリンパ芽球性リンパ腫	同上

	89	ホジキンリンパ腫	同上
	90	未分化大細胞リンパ腫	同上
	91	86から90までに掲げるもののほか、リンパ腫	同上

備考

この表に掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって、第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第二表 慢性腎疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アミロイド腎	1	アミロイド腎	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
萎縮腎（ 尿路奇形が原因のものを除く。）	2	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合

家族性若 年性高尿 酸血症性 腎症	3	家族性若年性高尿酸血症性腎症	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
ギッテル マン症候 群	4	ギッテルマン症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎奇形	5	寡巨大糸球体症	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	6	腎無形成	同上
	7	多 ^{のう} 嚢胞性異形成腎	同上
	8	多 ^{のう} 発性嚢胞腎	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	9	低形成腎	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	10	ポッター症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は

			は腎移植を行った場合
	11	5 から10までに掲げるもののほか、腎奇形	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎血管性 高血圧	12	腎血管性高血圧	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎静脈血 栓症	13	腎静脈血栓症	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎動静脈 ろう 瘻	14	腎動静脈瘻 ^{ろう}	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎尿管結 石	15	腎尿管結石	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
尿細管性 アシドー シス	16	尿細管性アシドーシス	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
尿路奇形	17	閉塞性尿路疾患	腎機能低下がみられる場合、泌尿器

			科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
	18	<small>ぼうこう</small> 膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、尿路奇形	同上
ネフローゼ症候群	20	巣状分節性糸球体硬化症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
	21	微小変化型ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的

		製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合
22	びまん性メサンギウム硬化症	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場合 ウ 腎移植を行った場合
23	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	同上
24	膜性腎症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
25	20から24までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合

			<p>イ 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合</p> <p>ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合</p> <p>エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合</p> <p>オ 腎移植を行った場合</p>
ネフロン ろう 癆	26	ネフロン ^{ろう} 癆	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
バーター 症候群	27	バーター症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
ファンコーニ 症候群	28	ファンコーニ症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
慢性糸球	29	I g A腎症	病理診断で診断が確定し、治療でス

体腎炎		テロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
30	エプスタイン症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
31	急速進行性糸球体腎炎（顕微鏡的多発血管炎によるものに限る。）	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
32	急速進行性糸球体腎炎（多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。）	同上
33	抗糸球体基底膜腎炎（グッドパスチャー症候群）	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的

		製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
34	紫斑病性腎炎	同上
35	ネイル・パテラ症候群（爪 ^{しつ} 膝蓋症候群）	同上
36	非典型溶血性尿毒症症候群	治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿 ^{しょう} 交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
37	膜性増殖性糸球体腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行

		った場合
38	慢性糸球体腎炎（アルポート症候群によるものに限る。）	同上
39	メサングウム増殖性糸球体腎炎（I g A腎症を除く。）	同上
40	ループス腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合
41	29から40までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合

慢性腎盂腎炎	42	慢性腎盂腎炎	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
慢性腎不全	43	慢性腎不全（急性尿細管壊死又は腎虚血によるものに限る。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	44	慢性腎不全（腎腫瘍によるものに限る。）	同上
慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	45	慢性尿細管間質性腎炎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
ロウ症候群	46	ロウ症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合

備考

この表で掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾

病の状態の程度が腎機能低下が見られる場合であって、第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
間質性肺炎	1	先天性肺胞 ^{たん} 蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺疾患を含む。）	左欄の疾病名に該当する場合
	2	特発性間質性肺炎	同上
	3	肺胞微石症	同上
気管支拡張症	4	気管支拡張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合
気管支喘 ^{ぜん} 息	5	気管支喘 ^{ぜん} 息	次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を

			<p>行う場合</p> <p>エ 生物学的製剤の投与を行った場合</p> <p>オ おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合</p>
気道狭窄 ^{さく}	6	気道狭窄 ^{さく}	<p>治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。咽頭狭窄^{さく}については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術^{へん}、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。</p>

先天性横 隔膜ヘル ニア	7	先天性横隔膜ヘルニア	治療が必要な場合
先天性中 枢性低換 気症候群	8	先天性中枢性低換気症候群	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合
線毛機能 不全症候 群	9	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	治療が必要な場合
特発性肺 へモジデ ローシス	10	特発性肺へモジデローシス	治療が必要な場合
<small>のう</small> 嚢胞性線 維症	11	<small>のう</small> 嚢胞性線維症	治療が必要な場合

閉塞性細 気管支炎	12	閉塞性細気管支炎	治療が必要な場合
慢性肺疾 患	13	慢性肺疾患	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合
リンパ管 腫／リン パ管腫症	14	リンパ管腫／リンパ管腫症	治療が必要な場合

第四表 慢性心疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
一側肺動 脈欠損	1	一側肺動脈欠損	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
右室二腔 ^{くう} 症	2	右室二腔 ^{くう} 症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

エプスタ イン病	3	エプスタイン病	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
拡張型心 筋症	4	拡張型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
川崎病性 冠動脈 ^{りゅう} 瘤	5	川崎病性冠動脈 ^{りゅう} 瘤	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、 ^{りゅう} 瘤形成、巨大 ^{りゅう} 瘤又は狭窄 ^{さく} ）を確認し、継続的な治療が行われている場合
冠動脈狭 窄 ^{さく} 症（川 崎病によ るものを 除く。）	6	冠動脈 ^{さく} 狭窄症（川崎病によるものを除く。）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
完全型房 室中隔欠 損症	7	完全型房室中隔欠損症（完全型心内膜床欠損症）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

完全大血管転位症	8	完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
完全房室ブロック	9	完全房室ブロック	左欄の疾病名に該当する場合
冠動脈起 始異常	10	左冠動脈肺動脈起始症	第1基準又は第2基準を満たす場合
	11	右冠動脈肺動脈起始症	同上
	12	10及び11に掲げるもののほか、冠動脈起 始異常	同上
脚ブロック	13	脚ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
QT延長症候群	14	QT延長症候群	左欄の疾病名に該当する場合
虚血性心疾患	15	狭心症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	16	心筋梗塞	同上
血管輪	17	左肺動脈右肺動脈起始症	治療中である場合又は第2基準を満

			たす場合
	18	重複大動脈弓症	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、血管輪	同上
拘束型心筋症	20	拘束型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
左室右房交通症	21	左室右房交通症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
左心低形成症候群	22	左心低形成症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
三心房心	23	三心房心	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
三尖弁閉鎖症 ^{せん}	24	三尖弁閉鎖症 ^{せん}	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
収縮性心膜炎	25	収縮性心膜炎	第1基準を満たす場合
上室頻拍	26	上室頻拍（WPW症候群によるものに限	第1基準を満たす場合

		る。)	
	27	多源性心房頻拍	同上
	28	26及び27に掲げるもののほか、上室頻拍	同上
心筋緻密化障害	29	心筋緻密化障害	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
心室細動	30	心室細動	左欄の疾病名に該当する場合
心室中隔欠損症	31	心室中隔欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
心室頻拍	32	カテコラミン誘発多形性心室頻拍	第1基準を満たす場合
	33	ベラパミル感受性心室頻拍	同上
	34	32及び33に掲げるもののほか、心室頻拍	同上
心室 ^{りゅう} 瘤	35	心室 ^{りゅう} 瘤	第1基準を満たす場合
心臓腫瘍	36	心臓腫瘍	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
心臓弁膜症	37	三尖 ^{せん} 弁 ^{さく} 狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合

	38	三尖弁閉鎖不全症 ^{せん}	同上
	39	僧帽弁狭窄症 ^{さく}	同上
	40	僧帽弁閉鎖不全症	同上
	41	大動脈弁狭窄症 ^{さく}	同上
	42	大動脈弁閉鎖不全症	同上
	43	肺動脈弁狭窄症 ^{さく}	同上
	44	肺動脈弁閉鎖不全症	同上
心内膜線 維弾性症	45	心内膜線維弾性症	左欄の疾病名に該当する場合
心房細動	46	心房細動	第1基準を満たす場合
心房粗動	47	心房粗動	第1基準を満たす場合
心房中隔 欠損症	48	静脈洞型心房中隔欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	49	単心房症	同上
	50	二次孔型心房中隔欠損症	同上
	51	不完全型房室中隔欠損症（不完全型心内	同上

		膜床欠損症)	
先天性修正大血管転位症	52	先天性修正大血管転位症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
先天性心膜欠損症	53	先天性心膜欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
総動脈幹遺残症	54	総動脈幹遺残症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
僧帽弁弁上輪	55	僧帽弁弁上輪	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
大動脈弓閉塞症	56	大動脈弓閉塞症（大動脈弓離断複合を除く。）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	57	大動脈弓離断複合	同上
大動脈狭 <small>さく</small> 窄症	58	ウィリアムズ症候群	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	59	大動脈縮 <small>さく</small> 窄症	同上

	60	大動脈縮窄複合 ^{さく}	同上
	61	大動脈弁上狭窄症 ^{さく}	同上
	62	58から61までに掲げるもののほか、大動脈狭窄症 ^{さく}	同上
大動脈肺動脈窓	63	大動脈肺動脈窓	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
大動脈弁下狭窄症 ^{さく}	64	大動脈弁下狭窄症 ^{さく}	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
大動脈瘤 ^{りゅう}	65	大動脈瘤 ^{りゅう} （バルサルバ洞動脈瘤 ^{りゅう} を除く。）	破裂の場合又は破裂が予想される場合
	66	バルサルバ洞動脈瘤 ^{りゅう}	同上
多源性心室期外収縮	67	多源性心室期外収縮	心室性期外収縮であって多源性である場合
単心室症	68	単心室症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合

動 静 脈 瘻 ^{ろう}	69	冠 動 脈 瘻 ^{ろう}	治療中である場合又は第 2 基準を満たす場合
	70	肺 動 静 脈 瘻 ^{ろう}	同上
	71	69及び70に掲げるもののほか、動 静 脈 瘻 ^{ろう}	同上
洞 不 全 症 候 群	72	洞 不 全 症 候 群	左欄の疾病名に該当する場合
動 脈 管 開 存 症	73	動 脈 管 開 存 症	治療中である場合又は第 2 基準を満たす場合
内 臓 錯 位 症 候 群	74	多 脾 症 候 群 ^ひ	治療中である場合又は第 2 基準若しくは第 3 基準を満たす場合
	75	無 脾 症 候 群 ^ひ	同上
肺 静 脈 還 流 異 常 症	76	総 肺 静 脈 還 流 異 常 症	治療中である場合又は第 2 基準若しくは第 3 基準を満たす場合
	77	部 分 肺 静 脈 還 流 異 常 症	同上
肺 静 脈 狭 窄 症 ^{さく}	78	肺 静 脈 狭 窄 症 ^{さく}	治療中である場合又は第 2 基準若しくは第 3 基準を満たす場合

肺動脈狭 さく 窄症	79	肺動脈弁上 ^{さく} 狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	80	末梢 ^{しょう} 性肺動脈狭 ^{さく} 窄症	同上
肺動脈上 行大動脈 起始症	81	肺動脈上行大動脈起始症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
肺動脈性 肺高血圧 症	82	肺動脈性肺高血圧症	左欄の疾病名に該当する場合
肺動脈閉 鎖症	83	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
	84	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	同上
肺動脈弁 さく 下狭窄症	85	肺動脈弁下 ^{さく} 狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
肺動脈弁	86	肺動脈弁欠損	治療中である場合又は第2基準若し

欠損			くは第3基準を満たす場合
肥大型心筋症	87	肥大型心筋症	左欄の疾病名に該当する場合
ファロー四徴症	88	ファロー四徴症	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
フォンタン術後症候群	89	フォンタン術後症候群	フォンタン型手術を行った場合
不整脈源性右室心筋症	90	不整脈源性右室心筋症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
慢性心筋炎	91	慢性心筋炎	第1基準を満たす場合
慢性心膜炎	92	慢性心膜炎	第1基準を満たす場合
慢性肺性	93	慢性肺性心	治療中である場合又は第2基準若し

心			くは第3基準を満たす場合
モビッツ 2型ブ ロック	94	モビッツ2型ブロック	左欄の疾病名に該当する場合
両大血管 右室起始 症	95	タウジツヒ・ビング奇形	治療中である場合又は第2基準若し くは第3基準を満たす場合
	96	両大血管右室起始症（タウジツヒ・ビン グ奇形を除く。）	治療中である場合又は第2基準を満 たす場合
両大血管 左室起始 症	97	両大血管左室起始症	治療中である場合又は第2基準を満 たす場合

備考

本表中「第1基準」、「第2基準」及び「第3基準」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

第1基準	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢 ^{しょう} 血管拡張薬、 β 遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合であること。
------	---

第2基準	次の①から⑨までのいずれかが認められていること。①肺高血圧症（収縮期血圧40mmHg以上）、②肺動脈狭窄症（右室—肺動脈圧較差20mmHg以上）、③2度以上の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック、⑦左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
第3基準	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合であること。

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アルドステロン症	1	アルドステロン症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
アンドロゲン過剰症（思春期早発症	2	アンドロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

を除く。)			
エストロゲン過剰症（思春期早発症を除く。）	3	エストロゲン過剰症（ゴナドトロピン依存性思春期早発症及びゴナドトロピン非依存性思春期早発症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
下垂体機能低下症	4	後天性下垂体機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	5	先天性下垂体機能低下症	同上
下垂体性巨人症	6	下垂体性巨人症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
偽性低アルドステ	7	偽性低アルドステロン症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

ロン症			
偽性副甲状腺機能低下症	8	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
	9	偽性副甲状腺機能低下症（偽性偽性副甲状腺機能低下症を除く。）	同上
クッシング症候群	10	異所性副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）産生症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	11	クッシング病	同上
	12	副腎腺腫	同上
	13	副腎皮質結節性過形成	同上
	14	10から13までに掲げるもののほか、クッ	同上

		シング症候群	
グルカゴ ノーマ	15	グルカゴノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
原発性低 リン血症 性くる病	16	原発性低リン血症性くる病	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合。ビ タミンDの維持療法を行っている場 合も対象とする。
高インス リン血性 低血糖症	17	インスリノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法又は胃瘻、持続経鼻 栄養等の栄養療法のいずれか一つ以 上を行っている場合
	18	先天性高インスリン血症	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、高インス リン血性低血糖症	同上
高ゴナド トロピン	20	精巣形成不全	治療で補充療法を行っている場合
	21	卵巣形成不全	同上

性腺機能低下症	22	20及び21に掲げるもののほか、高ゴナドトロピン性腺機能低下症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
甲状腺機能亢進症	23	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	24	バセドウ病	同上
甲状腺機能低下症	25	萎縮性甲状腺炎	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	26	橋本病	同上
	27	25及び26に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症	同上
	28	異所性甲状腺	同上
	29	甲状腺刺激ホルモン（TSH）分泌低下症（先天性に限る。）	同上
	30	無甲状腺症	同上
	31	28から30までに掲げるもののほか、先天性甲状腺機能低下症	同上

甲状腺ホルモン不応症	32	甲状腺ホルモン不応症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
高プロラクチン血症	33	高プロラクチン血症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
抗利尿ホルモン（ADH）不適合分泌症候群	34	抗利尿ホルモン（ADH）不適合分泌症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
骨形成不全症	35	骨形成不全症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
自己免疫性多内分泌腺症候	36	自己免疫性多内分泌腺症候群1型	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場

群			合も対象とする。
	37	自己免疫性多内分泌腺症候群 2 型	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
思 春 期 早 発 症	38	ゴナドトロピン依存性思春期早発症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	39	ゴナドトロピン非依存性思春期早発症	同上
脂 肪 異 栄 養 症 (脂 肪 萎 縮 症)	40	脂肪異栄養症 (脂肪萎縮症)	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
消 化 管 ホ ル モ ン 産 生 腫 瘍	41	ガストリノーマ	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	42	カルチノイド症候群	同上
	43	V I P 産 生 腫 瘍	同上
成 長 ホ ル モ ン (G H) 不 応	44	インスリン様成長因子 1 (I G F - 1) 不応症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	45	成長ホルモン (G H) 不応性症候群 (イ	同上

性症候群		ンスリン様成長因子1 (IGF-1) 不応症を除く。)	
成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症	46	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものに限る。)	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	47	成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身長症 (脳の器質的原因によるものを除く。)	同上
性分化疾患	48	アンドロゲン不応症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	49	17β-ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	同上
	50	5α-還元酵素欠損症	同上
	51	48から50までに掲げるもののほか、46, XY性分化疾患	同上

	52	混合性性腺異形成症	同上
	53	46, XX性分化疾患	同上
	54	卵精巢性性分化疾患	同上
腺腫様甲状腺腫	55	腺腫様甲状腺腫	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
先端巨大症	56	先端巨大症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
先天性副腎過形成症	57	11 β -水酸化酵素欠損症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	58	3 β -ヒドロキシステロイド脱水素酵素欠損症	同上
	59	17 α -水酸化酵素欠損症	同上
	60	21-水酸化酵素欠損症	同上
	61	P450酸化還元酵素欠損症	同上
	62	リポイド副腎過形成症	同上
	63	57から62までに掲げるもののほか、先天	同上

		性副腎過形成症	
多 ^{のう} 囊胞性 卵巢症候 群	64	多 ^{のう} 囊胞性卵巢症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
多発性内 分泌腫瘍	65	多発性内分泌腫瘍1型（ウェルマー症候 群）	手術を実施し、かつ、術後も治療が 必要な場合
	66	多発性内分泌腫瘍2型（シップル症候群）	同上
	67	65及び66に掲げるもののほか、多発性内 分泌腫瘍	同上
中枢性塩 喪失症候 群	68	中枢性塩喪失症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
低アルド ステロン 症	69	アルドステロン合成酵素欠損症	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
	70	低レニン性低アルドステロン症	同上
	71	69及び70に掲げるもののほか、低アルド	同上

		ステロン症	
低ゴナドトロピン	72	カルマン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
性腺機能低下症	73	低ゴナドトロピン性腺機能低下症（カルマン症候群を除く。）	同上
軟骨異栄養症	74	軟骨低形成症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	75	軟骨無形成症	同上
尿崩症	76	口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症（本態性高ナトリウム血症）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	77	腎性尿崩症	同上
	78	中枢性尿崩症	同上
ビタミン	79	ビタミンD依存性くる病	治療で補充療法、機能抑制療法その

D依存性くる病			他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
ビタミンD抵抗性骨軟化症	80	ビタミンD抵抗性骨軟化症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺機能亢進症	81	副甲状腺機能 ^{こう} 亢進症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺機能低下症	82	副甲状腺機能低下症（副甲状腺欠損症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。
	83	副甲状腺欠損症	同上

慢性副腎 皮質機能 低下症	84	グルココルチコイド抵抗症	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
	85	先天性副腎低形成症	同上
	86	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）単独 欠損症	同上
	87	副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）不応 症	同上
	88	84から87までに掲げるもののほか、慢性 副腎皮質機能低下症（アジソン病を含む。）	同上
見かけの 鉱質コル チコイド 過剰症候 群	89	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群（ AME症候群）	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合
リドル症 候群	90	リドル症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合

内分泌疾患を伴うその他の症候群	91	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	92	ヌーナン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	93	バルデー・ビードル症候群	同上
	94	プラダー・ウィリ症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	95	マッキューン・オルブライト症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 1 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合 次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。
 - (1) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。
 - (2) IGF-1（ソマトメジンC）値が200ng/ml未満（5歳未満の場合は、150ng/ml未満）であること。
 - (3) 乳幼児で成長ホルモン（GH）分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は1種以上、その他の場合は2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6ng/ml（GHRP-2負荷では16ng/ml）以下であること。
- 2 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（1種

以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が6 ng/ml（GHRP-2負荷では16ng/ml）以下である場合に限る。）、ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

(1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

(2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

3 軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。

4 慢性腎不全による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

II 継続基準

次のいずれかに該当すること。

1 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）又は成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が6.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が2.0cm/年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が3.0cm/年以上であること。

2 慢性腎不全、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が4.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm/年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が2.0cm/年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm/年以上であること。

Ⅲ 終了基準

男子にあっては身長156.4cm、女子にあっては身長145.4cmに達したこと。

第六表 ^{こう} 膠原病

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
血管炎症 候群	1	結節性多発動脈炎	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿 ^{しょう} 交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	2	顕微鏡的多発血管炎	同上

	3	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	同上
	4	高安動脈炎	同上
	5	多発血管炎性肉芽腫症	同上
こ う 膠 原 病 疾 患	6	抗リン脂質抗体症候群	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿 ^{しょう} 交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	7	シェーグレン症候群	同上
	8	若年性特発性関節炎	同上
	9	全身性エリテマトーデス	同上
	10	皮膚筋炎／多発性筋炎	同上
	11	ベーチェット病	同上
再発性多 発軟骨炎	12	再発性多発軟骨炎	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制

			薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
自己炎症性疾患	13	インターロイキン I 受容体拮抗分子欠損症	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	14	家族性地中海熱	同上
	15	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	同上
	16	クリオピリン関連周期熱症候群	同上
	17	高 Ig D 症候群（メバロン酸キナーゼ欠損症）	同上

	18	T N F 受容体関連周期性症候群	同上
	19	中條・西村症候群	同上
	20	ブラウ症候群／若年発症サルコイドーシ ス	同上
	21	慢性再発性多発性骨髄炎	同上
	22	13から21までに掲げるもののほか、自己 炎症性疾患	同上
スティー ヴンス・ ジョンソ ン症候群	23	スティーヴンス・ジョンソン症候群	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ス テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制 薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤 、強心利尿薬、理学作業療法、生物 学的製剤又は血漿 ^{しょう} 交換療法のうち一 つ以上を用いている場合
皮膚・結 合組織疾 患	24	強皮症	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ス テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制 薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤

			、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿 ^{しょう} 交換療法のうち一つ以上を用いている場合
	25	混合性結合組織病	同上

第七表 糖尿病

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
糖 尿 病	1	1 型糖尿病	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又は I G F - 1 のうち一つ以上を用いている場合
	2	インスリン受容体異常症	同上
	3	脂肪萎縮性糖尿病	同上
	4	若年発症成人型糖尿病 (MODY)	同上
	5	新生児糖尿病	同上
	6	2 型糖尿病	同上
	7	1 から 6 まで掲げるもののほか、糖尿病	同上

第八表 先天性代謝異常

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アミノ酸 代謝異常 症	1	アルギニノコハク酸合成酵素欠損症（シトルリン血症）	左欄の疾病名に該当する場合
	2	アルギニノコハク酸尿症	同上
	3	N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症	同上
	4	オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症	同上
	5	カルバミルリン酸合成酵素欠損症	同上
	6	高アルギニン血症	同上
	7	高オルニチン血症	同上
	8	高チロシン血症1型	同上
	9	高チロシン血症2型	同上
	10	高チロシン血症3型	同上
	11	高プロリン血症	同上
	12	高メチオニン血症	同上

	13	シスチン尿症	同上
	14	シトリン欠損症	同上
	15	ハートナップ病	同上
	16	非ケトーシス型高グリシン血症	同上
	17	フェニルケトン尿症（高フェニルアラニン血症）	同上
	18	プロリダーゼ欠損症	同上
	19	ホモシスチン尿症	同上
	20	メープルシロップ尿症	同上
	21	リジン尿性 ^{たん} 蛋白不耐症	同上
	22	1 から21までに掲げるもののほか、アミノ酸代謝異常症	同上
α 1 - アンチトリプシン欠損症	23	α 1 - アンチトリプシン欠損症	左欄の疾病名に該当する場合

金属代謝 異常症	24	亜硫酸酸化酵素欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	25	ウィルソン病	同上
	26	オクシピタル・ホーン症候群	同上
	27	先天性腸性肢端皮膚炎	同上
	28	無セルロプラスミン血症	同上
	29	メンケス病	同上
	30	24から29までに掲げるもののほか、金属代謝異常症	同上
結合組織 異常症	31	エーラス・ダンロス症候群	左欄の疾病名に該当する場合
	32	大理石骨病	同上
	33	低ホスファターゼ症	同上
	34	リポイドタンパク症	同上
	35	31から34までに掲げるもののほか、結合組織異常症	同上
脂質代謝 異常症	36	家族性高コレステロール血症	左欄の疾病名に該当する場合
	37	家族性複合型高脂質血症	同上

	38	原発性高カイロミクロン血症	同上
	39	高比重リポタンパク（HDL）欠乏症	同上
	40	無 β -リポタンパク血症	同上
	41	36から40までに掲げるもののほか、脂質代謝異常症	同上
脂肪酸代謝異常症	42	カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	43	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ I 欠損症	同上
	44	カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ II 欠損症	同上
	45	極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	同上
	46	三頭酵素欠損症	同上
	47	3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症	同上
	48	全身性カルニチン欠損症	同上

	49	短鎖アシルC o A脱水素酵素欠損症	同上
	50	中鎖アシルC o A脱水素酵素欠損症	同上
	51	42から50までに掲げるもののほか、脂肪酸代謝異常症	同上
神経伝達物質異常症	52	G A B Aアミノ基転移酵素欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	53	コハク酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損症	同上
	54	チロシン水酸化酵素欠損症	同上
	55	ドーパミンβ-水酸化酵素欠損症	同上
	56	ビオプテリン代謝異常症	同上
	57	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	同上
	58	52から57までに掲げるもののほか、神経伝達物質異常症	同上
先天性ポルフィリン症	59	先天性ポルフィリン症	左欄の疾病名に該当する場合

糖質代謝 異常症	60	遺伝性フルクトース不耐症	左欄の疾病名に該当する場合
	61	ウリジル二リン酸ガラクトースー4ーエ ピメラーゼ欠損症	同上
	62	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	同上
	63	ガラクトキナーゼ欠損症	同上
	64	グリコーゲン合成酵素欠損症（糖原病0 型）	同上
	65	グルコーストランスポーター1（GLU T1）欠損症	同上
	66	糖原病Ⅰ型	同上
	67	糖原病Ⅲ型	同上
	68	糖原病Ⅳ型	同上
	69	糖原病Ⅴ型	同上
	70	糖原病Ⅵ型	同上
	71	糖原病Ⅶ型	同上

	72	糖原病Ⅸ型	同上
	73	フルクトースー1, 6ービスホスファターゼ欠損症	同上
	74	ホスホエノールピルビン酸カルボキシキナーゼ欠損症	同上
	75	60から74までに掲げるもののほか、糖質代謝異常症	同上
ビタミン代謝異常症	76	先天性葉酸吸収不全症	左欄の疾病名に該当する場合
	77	76に掲げるもののほか、ビタミン代謝異常症	同上
プリンピリミジン代謝異常症	78	アデニンホスホリボシルトランスフェラーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	79	オロト酸尿症	同上
	80	キサントシン尿症	同上
	81	尿酸トランスポーター異常症	同上
	82	ヒポキサントングアニンホスホリボシル	同上

		トランスフェラーゼ欠損症（レッシュ・ナイハン症候群）	
	83	78から82までに掲げるもののほか、プリンピリミジン代謝異常症	同上
ペルオキシソーム病	84	副腎白質ジストロフィー	左欄の疾病名に該当する場合
	85	ペルオキシソーム形成異常症	同上
	86	レフサム病	同上
	87	84から86までに掲げるもののほか、ペルオキシソーム病	同上
ミトコンドリア病	88	スクシニル-C o Aリガーゼ欠損症	左欄の疾病名に該当する場合
	89	ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	同上
	90	ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	同上
	91	フマラーゼ欠損症	同上
	92	ミトコンドリア呼吸鎖複合体欠損症	同上
	93	ミトコンドリアDNA欠失（カーンズ・セイヤー症候群を含む。）	同上

	94	ミトコンドリアDNA枯渇症候群	同上
	95	ミトコンドリアDNA突然変異（リー（Leigh）症候群、MELAS及びMERRFを含む。）	同上
	96	88から95までに掲げるもののほか、ミトコンドリア病	同上
有機酸代謝異常症	97	アルカプトン尿症	左欄の疾病名に該当する場合
	98	イソ吉草酸血症	同上
	99	グリセロール尿症	同上
	100	グルタル酸血症1型	同上
	101	グルタル酸血症2型	同上
	102	原発性高シュウ酸尿症	同上
	103	スクシニル-CoA：3-ケト酸CoAトランスフェラーゼ（SCOT）欠損症	同上
	104	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタリルCoA合成酵素欠損症	同上

	105	3-ヒドロキシ-3-メチルグルタル酸血症	同上
	106	3-メチルクロトニルCoAカルボキシラーゼ欠損症	同上
	107	先天性胆汁酸代謝異常症	同上
	108	複合カルボキシラーゼ欠損症	同上
	109	プロピオン酸血症	同上
	110	β -ケトチオラーゼ欠損症	同上
	111	メチルグルタコン酸尿症	同上
	112	メチルマロン酸血症	同上
	113	97から112までに掲げるもののほか、有機酸代謝異常症	同上
ライソゾーム病	114	アスパルチルグルコサミン尿症	左欄の疾病名に該当する場合
	115	異染性白質ジストロフィー	同上
	116	ガラクトシアリドーシス	同上
	117	クラッベ病	同上

118	ゴーシェ病	同上
119	酸性リパーゼ欠損症	同上
120	シアリドーシス	同上
121	GM1ーガングリオシドーシス	同上
122	GM2ーガングリオシドーシス	同上
123	シスチン症	同上
124	神経セロイドリポフスチン症	同上
125	ニーマン・ピック病	同上
126	ファーバー病	同上
127	ファブリー病	同上
128	フコシドーシス	同上
129	ポンペ病	同上
130	マルチプルスルファターゼ欠損症	同上
131	マンノシドーシス	同上
132	ムコ多糖症Ⅰ型	同上
133	ムコ多糖症Ⅱ型	同上

134	ムコ多糖症Ⅲ型	同上
135	ムコ多糖症Ⅳ型	同上
136	ムコ多糖症Ⅵ型	同上
137	ムコ多糖症Ⅶ型	同上
138	ムコリピドーシスⅡ型（Ⅰ-cell病）	同上
139	ムコリピドーシスⅢ型	同上
140	遊離シアル酸蓄積症	同上
141	114から140までに掲げるもののほか、ライソゾーム病	同上

第九表 血液疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
遺伝性出血性末梢血管拡張症	1	遺伝性出血性末梢 ^{しょう} 血管拡張症	治療で補充療法、G-C-S-F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析

			のうち一つ以上を実施する場合
遺伝性溶血性貧血	2	遺伝性球状赤血球症	検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
	3	鎌状赤血球症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	4	グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症	検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
	5	口唇赤血球症	治療で補充療法を行っている場合
	6	サラセミア	治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造

			血幹細胞移植を実施する場合
	7	ピルビン酸キナーゼ欠乏性貧血	検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合
	8	不安定ヘモグロビン症	治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
	9	2から8までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血	治療で補充療法を行っている場合
カサバツハ・メリット症候群	10	カサバツハ・メリット症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
家族性赤	11	家族性赤血球増加症	血栓症の既往がある場合又は治療で

血球増加症			抗凝固療法を行っている場合
巨赤芽球性貧血	12	巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
血小板機能異常症	13	血小板放出機構異常症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	14	血小板無力症	同上
	15	ベルナール・スーリエ症候群	同上
	16	13から15までに掲げるもののほか、血小板機能異常症	同上
血小板減少症（脾	17	血小板減少症（脾機能亢進症によるものに限る。）	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ

機能亢進症によるものに限る。)			イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
血小板減少性紫斑病	18	免疫性血小板減少性紫斑病	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	19	18に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病	同上
血栓性血小板減少性紫斑病	20	血栓性血小板減少性紫斑病	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血

			幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
骨髄線維症	21	骨髄線維症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
再生不良性貧血	22	再生不良性貧血	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
自己免疫性溶血性	23	寒冷凝集素症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ

貧血			イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	24	発作性寒冷ヘモグロビン尿症	同上
	25	23及び24に掲げるもののほか、自己免疫性溶血性貧血（A I H Aを含む。）	同上
周期性血小板減少症	26	周期性血小板減少症	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
真性多血症	27	真性多血症	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、

			抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
赤芽球癆 ^{ろう}	28	後天性赤芽球癆 ^{ろう}	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	29	先天性赤芽球癆 ^{ろう} （ダイヤモンド・ブラックファン貧血）	同上
先天性アンチトロンビン欠乏症	30	先天性アンチトロンビン欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合
先天性血	31	血友病A	左欄の疾病名に該当する場合

液凝固因子異常	32	血友病B	同上
	33	先天性フィブリノーゲン欠乏症	同上
	34	先天性プロトロンビン欠乏症	同上
	35	第V因子欠乏症	同上
	36	第VII因子欠乏症	同上
	37	第X因子欠乏症	同上
	38	第XI因子欠乏症	同上
	39	第XII因子欠乏症	同上
	40	第XIII因子欠乏症	同上
	41	フォンウィルブランド病	同上
	42	31から41までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常	同上
先天性骨髄不全症候群	43	先天性無巨核球性血小板減少症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血

			幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	44	ファンconi貧血	同上
先天性赤血球形成異常性貧血	45	先天性赤血球形成異常性貧血	治療で補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
先天性プロテインC欠乏症	46	先天性プロテインC欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合
先天性プロテインS欠乏症	47	先天性プロテインS欠乏症	左欄の疾病名に該当する場合
鉄芽球性貧血	48	鉄芽球性貧血	治療で補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合

微小血管 障害性溶 血性貧血	49	微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合又は治療で 抗凝固療法を行っている場合
発作性夜 間へモグ ロビン尿 症	50	発作性夜間へモグロビン尿症	治療で補充療法、G-C-S-F療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血 幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析 のうち一つ以上を実施する場合
本態性血 小板血症	51	本態性血小板血症	血栓症の既往がある場合又は治療で 抗凝固療法を行っている場合
無トラン スフェリ ン血症	52	無トランスフェリン血症	左欄の疾病名に該当する場合
メイ・ヘ グリン異	53	メイ・ヘグリン異常症	治療で補充療法、G-C-S-F療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ

常症			イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
溶血性貧血（脾機能亢進症によるものに限る。）	54	溶血性貧血（脾機能亢進症によるものに限る。）	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合

第十表 免疫疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
液性免疫不全を主とする疾患	1	I g Gサブクラス欠損症	感染症の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にか

		かった場合
2	X連鎖無ガンマグロブリン血症	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
3	高 I g M症候群	同上
4	選択的 I g A欠損	感染症の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合
5	特異抗体産生不全症	同上
6	乳児一過性低ガンマグロブリン血症	同上

	7	分類不能型免疫不全症	治療で補充療法、G-C-S-F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	8	1 から 7 までに掲げるもののほか、液性免疫不全を主とする疾患	同上
原発性食細胞機能不全症及び欠損症	9	周期性好中球減少症	治療で補充療法、G-C-S-F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合

10	重症先天性好中球減少症	治療でG-C-S-F療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数 $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態である場合
11	9及び10に掲げるもののほか、慢性の経過をたどる好中球減少症	同上
12	シュワツハマン・ダイヤモンド症候群	治療で補充療法、G-C-S-F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
13	白血球接着不全症	同上
14	慢性肉芽腫症	同上
15	ミエロペルオキシダーゼ欠損症	感染の予防や治療で補充療法若しく

			は抗菌薬、抗ウイルス薬若しくは抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合
	16	メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	17	12から16までに掲げるもののほか、白血球機能異常	同上
好酸球増加症	18	好酸球増加症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、

			抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
後天性免疫不全症	19	後天性免疫不全症候群（H I V感染によるものに限る。）	左欄の疾病名に該当する場合
	20	後天的な免疫系障害による免疫不全症	治療で補充療法、G－C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
自然免疫異常	21	I R A K 4欠損症	治療で補充療法、G－C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、

		抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
	22	慢性皮膚粘膜カンジダ症	同上
	23	My D88欠損症	同上
	24	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症 ^{はい}	同上
	25	21から24までに掲げるもののほか、自然免疫異常	同上
先天性補体欠損症	26	遺伝性血管性浮腫（C1インヒビター欠損症）	治療で補充療法が必要となる場合
	27	先天性補体欠損症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜

			透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	28	26及び27に掲げるもののほか、先天性補体欠損症	同上
複合免疫不全症	29	アデノシンデアミナーゼ（ADA）欠損症	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	30	X連鎖重症複合免疫不全症	同上
	31	オーメン症候群	同上
	32	細網異形成症	同上
	33	ZAP-70欠損症	同上
	34	CD8欠損症	同上

	35	プリンヌクレオシドホスホリラーゼ欠損症	同上
	36	MHCクラスⅠ欠損症	同上
	37	MHCクラスⅡ欠損症	同上
	38	29から37までに掲げるもののほか、複合免疫不全症	同上
慢性移植片対宿主病	39	慢性移植片対宿主病	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
慢性活動性EBウイルス感染症	40	慢性活動性EBウイルス感染症	治療で補充療法、G-C S F療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、

染 症			抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
免疫調節 障害	41	X連鎖リンパ増殖症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	42	自己免疫性リンパ増殖症候群（ALPS）	同上
	43	チェディアック・東症候群	同上
	44	41から43までに掲げるもののほか、免疫調節障害	同上
免疫不全	45	ICF症候群	治療で補充療法、G-CSF療法、

を伴う特徴的な症候群		除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合
	46 ウィスコット・オールドリッチ症候群	同上
	47 肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	同上
	48 胸腺低形成（ディ・ジョージ症候群／22q 11.2欠失症候群）	同上
	49 高IgE症候群	同上
	50 シムケ症候群	同上
	51 先天性角化異常症	同上
	52 ナイミーヘン染色体不安定症候群	同上
	53 PMS 2 異常症	同上
	54 ブルーム症候群	同上

	55	毛細血管拡張性運動失調症	同上
	56	R I D D L E 症候群	同上

第十一表 神経・筋疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
亜急性硬化性全脳炎	1	亜急性硬化性全脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
遺伝子異常による白質脳症	2	アレキサンダー病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、

			温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	3	カナバン病	同上
	4	白質消失病	同上
	5	皮質下 ^{のう} 嚢胞をもつ大頭型白質脳症	同上
	6	ペリツェウス・メルツバッヘル病	同上
エカルディ・グテイエール症候群	7	エカルディ・グテイエール症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
筋ジストロフィー	8	ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー（類縁疾患を含む。）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾

		病に特徴的で、治療を要するものをいう。) 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
9	エメリー・ドレイフス型筋ジストロフィー	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢 ^{しょう} 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。） 、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
10	顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	同上
11	肢帯型筋ジストロフィー	同上
12	デュシェンヌ型筋ジストロフィー	同上

	13	福山型先天性筋ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	14	メロシン欠損型先天性筋ジストロフィー	同上
重症筋無力症	15	重症筋無力症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
ジュベール	16	ジュベール症候群関連疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自

ル症候群 関連疾患			閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
シュワルツ・ヤンペル症候群	17	シュワルツ・ヤンペル症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
小児交互性片麻痺	18	小児交互性片麻痺 ^ひ	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾

			病に特徴的で、治療を要するものをいう。) 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
神経皮膚症候群	19	結節性硬化症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。） 、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	20	ゴーリン症候群（基底細胞母斑症候群）	同上
	21	神経皮膚黒色症	同上
	22	フォンヒッペル・リンドウ病	同上
進行性ミオクロー	23	ウンフェルリヒト・レントボルク病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多

ヌステん かん			動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	24	ラフォラ病	同上
頭蓋骨縫 合早期癒 合症	25	アペール症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	26	クルーゾン病	同上
	27	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	同上
	28	25から27までに掲げるもののほか、重度	同上

		の頭蓋骨早期癒合症	
脊髄小脳 変性症	29	脊髄小脳変性症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脊髄髄膜 瘤	30	髄膜脳 ^{りゅう} 瘤	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行動又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

	31	脊髄髓膜 ^{りゅう} 瘤	同上
脊髄性筋萎縮症	32	脊髄性筋萎縮症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢 ^{しょう} 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
先天性感染症	33	先天性風疹 ^{しん} 症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち

			一つ以上の症状が続く場合
	34	先天性ヘルペスウイルス感染症	同上
先天性ニューロパチー	35	遺伝性運動感覚ニューロパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	36	先天性無痛無汗症	同上
先天性ミオパチー	37	先天性筋線維不均等症	運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢 ^{しょう} 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法

			、中心静脈栄養若しくは経管栄養のうち一つ以上を継続的に行っている場合
	38	セントラルコア病	同上
	39	ネマリンミオパチー	同上
	40	マルチコア病	同上
	41	ミオチューブラーミオパチー	同上
	42	ミニコア病	同上
	43	37から42までに掲げるもののほか、先天性ミオパチー	同上
仙尾部奇形腫	44	仙尾部奇形腫	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行動又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折

			又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
早老症	45	ウェルナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	46	コケイン症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
多発性硬化症	47	多発性硬化症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異

			常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
難治てんかん脳症	48	點頭てんかん（ウエスト症候群）	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	49	乳児重症ミオクロニーてんかん	同上
	50	レノックス・ガストー症候群	同上
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	51	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常

			、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
乳児両側 線条体 ^え 壊 死	52	乳児両側線条体 ^え 壊死	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
脳形成障 害	53	滑脳症	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合

	54	全前脳胞症	同上
	55	先天性水頭症	同上
	56	ダンディー・ウォーカー症候群	同上
	57	中隔視神経形成異常症（ドモルシア症候群）	同上
	58	裂脳症	同上
脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患	59	乳児神経軸索ジストロフィー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
	60	パントテン酸キナーゼ関連神経変性症	同上
変形性筋ジストニー	61	変形性筋ジストニー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多

一			動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	62	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
もやもや病	63	もやもや病	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものを

			いう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
ラスムッセン脳炎	64	ラスムッセン脳炎	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
レット症候群	65	レット症候群	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち

一つ以上の症状が続く場合

第十二表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
遺伝性 ^{すい} 膵炎	1	遺伝性 ^{すい} 膵炎	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合
炎症性腸疾患	2	潰瘍性大腸炎	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
	3	クローン病	同上
	4	早期発症型炎症性腸疾患	同上
家族性腺腫性ポリポージス	5	家族性腺腫性ポリポージス	左欄の疾病名に該当する場合
肝巨大血管腫	6	肝巨大血管腫	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合

肝硬変症	7	肝硬変症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
肝内胆汁 うっ滞性 疾患	8	アラジール症候群	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	9	肝内胆管減少症	同上
	10	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合
	11	先天性多発肝内胆管拡張症（カロリ病）	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
	12	先天性胆道拡張症	同上
	13	胆道閉鎖症	左欄の疾病名に該当する場合
急性肝不全（昏睡型）	14	急性肝不全（昏睡 ^{こん} 型）	血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝移植を行った場合
クリグラ	15	クリグラール・ナジャー症候群	疾病による症状がある場合、治療を

一・ナジャー症候群			要する場合又は肝移植を行った場合
原発性硬化性胆管炎	16	原発性硬化性胆管炎	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
自己免疫性肝炎	17	自己免疫性肝炎	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
自己免疫性腸症（I P E X症候群を含む。）	18	自己免疫性腸症（I P E X症候群を含む。）	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
周期性嘔吐症候群 <small>おう</small>	19	周期性嘔吐症候群 <small>おう</small>	次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作 <small>おう</small> を過去に5回以

			上起こした場合 イ 特徴的嘔吐 ^{おう} 発作を6か月間に3回以上起こした場合
新生児へ モクロマトーシス	20	新生児へモクロマトーシス	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
先天性肝 線維症	21	先天性肝線維症	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
先天性吸 収不全症	22	アミラーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合
	23	エンテロキナーゼ欠損症	同上
	24	ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	同上
	25	先天性グルコース・ガラクトース吸収不良症	同上
	26	乳糖不耐症	発症時期が乳児期の場合
	27	リパーゼ欠損症	疾病による症状がある場合又は治療

			を要する場合
先天性門 脈欠損症	28	先天性門脈欠損症	疾病による症状がある場合、治療を 要する場合又は肝移植を行った場合
総排泄腔 遺残	29	総排泄腔遺残	左欄の疾病名に該当する場合
総排泄腔 外反症	30	総排泄腔外反症	左欄の疾病名に該当する場合
短腸症	31	短腸症	疾病による症状がある場合、治療を 要する場合又は肝移植若しくは小腸 移植を行った場合
腸リンパ 管拡張症	32	腸リンパ管拡張症	疾病による症状がある場合、治療を 要する場合又は小腸移植を行った場 合
微絨毛封 入体病	33	微絨毛封入体病	疾病による症状がある場合、治療を 要する場合又は小腸移植を行った場 合

ヒルシュ スプルン グ病及び 類縁疾患	34	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 <small>ぼうこう ぜん</small>	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合
	35	腸管神経節細胞僅少症	同上
	36	ヒルシュスプルング病	同上
	37	慢性特発性偽性腸閉塞症	同上
門脈圧亢 進症 <small>こう</small>	38	門脈圧亢進症（バンチ症候群を含む。） <small>こう</small>	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合
門脈・肝 動脈瘻 <small>ろう</small>	39	門脈・肝動脈瘻 <small>ろう</small>	疾病による症状がある場合、治療を要する場合又は肝移植を行った場合

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
染色体又は遺伝子 に変化を 伴う症候	1	アンジェルマン症候群	基準（ア）又は基準（ウ）を満たす場合
	2	5 p 一症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合

群	3	13トリソミー症候群	同上
	4	18トリソミー症候群	同上
	5	ダウン症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
	6	4p-症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
	7	1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症候群及びプラダー・ウィリ症候群を除く。）	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
	8	ウィーバー症候群	同上
	9	歌舞伎症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（ウ）を満たす場合
	10	コステロ症候群	基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）又は基準（エ）を満たす場合
	11	コフィン・ローリー症候群	基準（ア）を満たす場合
	12	コルネリア・デランゲ症候群	基準（ア）、基準（イ）又は基準（

		ウ) を満たす場合
13	C F C 症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
14	スミス・マギニス症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
15	ソトス症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
16	チャージ症候群	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合
17	ベックウィズ・ヴィーデマン症候群	基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合
18	マルファン症候群	基準 (イ) を満たす場合又は大動脈 瘤 ^{りゅう} 破裂の場合若しくは破裂が予想される場合
19	ルビンシュタイン・テイビ症候群	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ) を満たす場合

備考

本表中「基準（ア）」、「基準（イ）」、「基準（ウ）」及び「基準（エ）」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

基準（ア）	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合であること。
基準（イ）	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢 ^{しよう} 血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。
基準（ウ）	治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈 ^{ろう} 栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合であること。
基準（エ）	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。

第十四表 皮膚疾患

区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
眼皮膚白	1	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）	次のいずれにも該当する場合

皮膚（先天性白皮症）			ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症（ヘルマンスキー・パドラック症候群、チェディアック・東症候群及びグリセリ症候群）でないこと。
色素性乾皮症	2	色素性乾皮症	左欄の疾病名に該当する場合
先天性魚鱗癬 <small>りんせん</small>	3	ケラチン症性魚鱗癬（表皮融解性魚鱗癬（優性／劣性）及び表在性表皮融解性魚鱗癬を含む。） <small>りんせん</small>	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合
	4	シェーグレン・ラルソン症候群	同上
	5	常染色体劣性遺伝性魚鱗癬（道化師様魚鱗癬を除く。） <small>りんせん</small>	同上
	6	道化師様魚鱗癬 <small>りんせん</small>	同上
	7	ネザートン症候群	同上

	8	3から7までに掲げるもののほか、先天性魚鱗癬 ^{りんせん}	同上
膿疱性乾癬 ^{のうほうせん} （汎発型）	9	膿疱性乾癬 ^{のうほうせん} （汎発型）	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合を対象としない。
表皮水疱症 ^{ほう}	10	表皮水疱症 ^{ほう}	常に水疱 ^{ほう} びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある場合
レックリングハウゼン病（神経線維腫症I型）	11	レックリングハウゼン病（神経線維腫症I型）	顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺 ^ひ や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合

別表第一 慢性腎不全、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症及び成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長症用身長基準

(標準身長の-2.5SD値 上段男子、下段女子)

(単位：cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	43.6	48.0	52.3	55.7	58.5	60.4	61.9	63.2	64.4	65.5	66.5	67.6
	43.2	47.3	51.3	54.5	57.1	59.0	60.5	61.7	62.9	64.0	65.1	66.1
1歳	68.5	69.5	70.3	71.1	71.9	72.7	73.5	74.3	75.1	75.8	76.6	77.2
	67.1	68.1	69.0	70.0	70.8	71.7	72.5	73.4	74.2	74.9	75.6	76.3
2歳	77.9	78.5	79.2	79.8	80.4	80.9	81.5	82.0	82.6	83.1	83.6	84.2
	77.0	77.6	78.2	78.8	79.4	79.9	80.5	81.0	81.6	82.1	82.7	83.3
3歳	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.2	87.7	88.2	88.7	89.1	89.6	90.1
	83.8	84.3	84.9	85.4	85.9	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5
4歳	90.5	91.0	91.4	91.9	92.3	92.8	93.2	93.7	94.1	94.6	95.0	95.5
	90.0	90.5	90.9	91.4	91.9	92.4	92.8	93.3	93.7	94.2	94.7	95.2
5歳	95.9	96.3	96.8	97.3	97.7	98.2	98.6	99.1	99.5	100.0	100.4	100.9
	95.6	96.1	96.6	97.0	97.5	97.9	98.4	98.9	99.3	99.8	100.2	100.7
6歳	101.4	101.9	102.4	102.8	103.3	103.8	104.3	104.7	105.2	105.6	106.1	106.5

	101.1	101.6	102.0	102.5	102.8	103.2	103.6	104.1	104.5	104.9	105.4	105.8
7 歳	107.0	107.4	107.9	108.3	108.8	109.2	109.7	110.1	110.5	110.9	111.3	111.7
	106.3	106.7	107.1	107.6	108.0	108.4	108.9	109.3	109.7	110.1	110.4	110.8
8 歳	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7	114.1	114.5	114.9	115.3	115.7	116.1	116.5
	111.2	111.6	112.0	112.4	112.8	113.2	113.6	114.0	114.3	114.7	115.1	115.5
9 歳	116.9	117.3	117.7	118.1	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.4	120.8	121.1
	115.8	116.2	116.6	117.0	117.3	117.7	118.1	118.5	119.0	119.4	119.8	120.3
10歳	121.5	121.9	122.3	122.6	123.0	123.4	123.8	124.1	124.4	124.7	125.0	125.3
	120.7	121.1	121.6	122.0	122.5	122.9	123.3	123.9	124.5	125.1	125.7	126.3
11歳	125.6	125.9	126.2	126.5	126.8	127.1	127.5	127.9	128.3	128.8	129.2	129.7
	126.9	127.5	128.1	128.7	129.2	129.8	130.4	131.0	131.6	132.1	132.7	133.3
12歳	130.1	130.5	131.0	131.4	131.9	132.3	132.8	133.4	134.1	134.8	135.4	136.1
	133.9	134.4	135.0	135.6	136.1	136.7	137.3	137.6	138.0	138.4	138.7	139.1
13歳	136.8	137.4	138.1	138.8	139.4	140.1	140.8	141.5	142.2	142.9	143.6	144.3
	139.4	139.8	140.2	140.5	140.9	141.2	141.6	141.8	141.9	142.1	142.3	142.4
14歳	145.0	145.7	146.4	147.2	147.9	148.6	149.3	149.7	150.0	150.4	150.8	151.2

	142.6	142.7	142.9	143.1	143.2	143.4	143.6	143.6	143.7	143.7	143.8	143.8
15歳	151.6	152.0	152.3	152.7	153.1	153.5	153.9	154.0	154.2	154.3	154.5	154.6
	143.9	144.0	144.0	144.1	144.1	144.2	144.3	144.3	144.3	144.3	144.4	144.4
16歳	154.8	154.9	155.0	155.2	155.3	155.5	155.6	155.7	155.7	155.8	155.8	155.9
	144.4	144.5	144.5	144.5	144.6	144.6	144.6	144.7	144.7	144.7	144.7	144.8
17歳	155.9	156.0	156.0	156.1	156.1	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2	156.2
	144.8	144.8	144.9	144.9	144.9	144.9	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0

別表第二 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、ターナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用身長基準
（標準身長の $-2.0SD$ 値 上段男子、下段女子） （単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	44.7	49.1	53.4	56.9	59.6	61.6	63.1	64.4	65.6	66.7	67.8	68.8
	44.2	48.4	52.4	55.6	58.2	60.1	61.6	62.9	64.1	65.2	66.3	67.4
1歳	69.8	70.8	71.6	72.5	73.3	74.1	74.9	75.7	76.5	77.3	78.0	78.7
	68.4	69.4	70.3	71.3	72.2	73.0	73.9	74.7	75.6	76.3	77.1	77.7

2 歳	79.4	80.1	80.7	81.3	81.9	82.5	83.1	83.7	84.2	84.8	85.3	85.9
	78.4	79.1	79.7	80.3	80.9	81.5	82.1	82.6	83.2	83.8	84.3	84.9
3 歳	86.4	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
	85.5	86.0	86.6	87.1	87.7	88.2	88.8	89.3	89.8	90.3	90.9	91.4
4 歳	92.5	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.2	96.7	97.1	97.6
	91.9	92.4	92.9	93.4	93.9	94.3	94.8	95.3	95.8	96.3	96.8	97.2
5 歳	98.1	98.5	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.4	101.8	102.3	102.8	103.3
	97.7	98.2	98.7	99.2	99.7	100.1	100.6	101.1	101.6	102.0	102.5	103.0
6 歳	103.8	104.3	104.8	105.3	105.8	106.3	106.8	107.2	107.7	108.1	108.6	109.0
	103.4	103.9	104.4	104.8	105.2	105.6	106.1	106.5	107.0	107.4	107.9	108.3
7 歳	109.5	110.0	110.4	110.9	111.3	111.8	112.2	112.6	113.1	113.5	113.9	114.3
	108.8	109.2	109.6	110.1	110.5	111.0	111.4	111.9	112.3	112.7	113.1	113.5
8 歳	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4	118.8	119.3
	113.9	114.3	114.7	115.1	115.5	116.0	116.4	116.8	117.2	117.6	118.0	118.4
9 歳	119.7	120.1	120.5	120.9	121.3	121.7	122.1	122.5	122.9	123.3	123.7	124.1
	118.8	119.2	119.6	120.0	120.4	120.8	121.2	121.6	122.1	122.6	123.0	123.5

別表第三 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）、ターナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用成長速度基準

（成長速度が標準値の $-1.5SD$ 値 上段男子、下段女子）

（単位：cm）

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1歳	11.6	11.1	10.5	9.9	9.6	9.3	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.8
	11.3	10.8	10.4	9.9	9.6	9.2	8.8	8.6	8.3	8.1	7.9	7.7
2歳	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.5
	7.5	7.5	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4
3歳	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
	6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.0	6.0	6.0	5.9	5.9	5.9	5.8
4歳	5.8	5.7	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2	5.2
	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.5	5.4
5歳	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
	5.4	5.4	5.3	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1	5.2
6歳	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6

	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.9	4.7	4.7	4.7	4.6
7 歳	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4
	4.6	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3
8 歳	4.4	4.4	4.3	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.1
	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.2
9 歳	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9
	4.2	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	5.0
10歳	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.1
	5.2	5.2	5.4	5.5	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.4	6.4	6.6
11歳	4.1	4.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3
	6.7	6.7	6.6	6.5	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6	5.5	5.2	4.8
12歳	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3	6.6	6.9	7.1	7.2	7.4	7.5	7.7
	4.5	4.2	4.0	3.6	3.3	3.1	2.9	2.7	2.4	2.2	2.0	1.9
13歳	7.7	7.5	7.4	7.2	7.1	7.0	6.9	6.6	6.4	6.1	5.7	5.3
	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6
14歳	5.0	4.7	4.4	4.1	3.8	3.6	3.3	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5

	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2
15歳	2.3	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9
	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16歳	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

別表第四 軟骨低形成症及び軟骨無形成症用身長基準

(標準身長の-3.0SD値 上段男子、下段女子)

(単位：cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59.2	60.8	62.0	63.2	64.3	65.3	66.3
	42.2	46.3	50.2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63.9	64.9
1歳	67.2	68.1	69.0	69.8	70.6	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75.1	75.7
	65.9	66.8	67.7	68.7	69.5	70.3	71.2	72.0	72.8	73.5	74.2	74.8
2歳	76.4	77.0	77.6	78.2	78.8	79.3	79.9	80.4	80.9	81.4	82.0	82.5

	75.5	76.1	76.7	77.3	77.8	78.4	78.9	79.4	80.0	80.5	81.1	81.6
3 歳	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	87.7	88.1
	82.1	82.6	83.2	83.7	84.2	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.1	87.6
4 歳	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	90.7	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
	88.1	88.5	89.0	89.5	89.9	90.4	90.8	91.3	91.7	92.1	92.6	93.1
5 歳	93.7	94.2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97.2	97.7	98.1	98.6
	93.5	94.0	94.4	94.9	95.3	95.7	96.2	96.6	97.1	97.5	97.9	98.4
6 歳	99.0	99.5	99.9	100.4	100.9	101.3	101.8	102.3	102.7	103.1	103.6	104.0
	98.8	99.2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
7 歳	104.5	104.9	105.3	105.8	106.2	106.6	107.1	107.5	107.9	108.2	108.6	109.0
	103.8	104.2	104.6	105.0	105.5	105.9	106.3	106.7	107.1	107.4	107.8	108.2
8 歳	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7
	108.6	108.9	109.3	109.7	110.0	110.4	110.8	111.1	111.5	111.8	112.2	112.5
9 歳	114.1	114.5	114.8	115.2	115.6	116.0	116.4	116.7	117.1	117.5	117.8	118.2
	112.9	113.2	113.6	113.9	114.3	114.6	115.0	115.4	115.8	116.2	116.6	117.0
10歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121.2	121.5	121.8	122.0

